

無料・低額診療事業の お知らせ

医療費でお困りの方は
ご相談下さい。



盛岡医療生活協同組合
川久保病院
さわやかクリニック

お問合せ

川久保病院

〒020-0835

岩手県盛岡市津志田26-30-1

TEL019-635-1305



さわやかクリニック

〒028-4303

岩手県岩手郡岩手町大字江刈内10-47-2

TEL0195-62-2043

診療科:内科・眼科・耳鼻科

月～土 9:00～12:30

月・火・木・金 14:00～17:30



<http://kawakubo-hos.jp/>

「無料・低額診療事業」 ご存知ですか？

医療が必要であるにもかかわらず、

経済的な理由により医療費の支払いが

困難な方に対し、減額や免除をおこなう制度です。

お金がなくても、まずは相談いらして下さり。



たとえばどんなとき？

- 保険証がない。
- 「短期保険証」「資格証明書」が発行され困っている。
- リストラ、失業などで収入がなく医療費が払えない。
- 病気や障がいなどで就労が厳しく、生活費だけで精一杯。医療費まで用意できない。
- 以上のような医療費の問題で困っている知り合いがいる。

お問合せ先
川久保病院 医療相談室
019-635-1305 (代)
さわやかクリニック
0195-62-2043 (代)

ご利用のご案内

1. 受付
受付でお申し出下さい。
2. 相談
相談員（ソーシャルワーカー）や職員がお話を伺わせていただきます。
3. 申請
制度適用に対し判断を行わせていただきます。
(原則として2週間以内に決済を行います。)
4. 決定
ご本人様に文書で通知いたします。

適用となれば、
医療費の自己負担金を
減額又は免除いたします。

制度適用とならない場合でも、一緒に解決の道を探せるように相談に応じます。



制度のご利用にあたって

- 利用には所定の申請書による手続きが必要です。
 - 利用ができる方は申請の際、所得の状況を証明できる書類（源泉徴収票など）が必要です。
 - 生活が改善されるまでの一時的な措置（3ヶ月以内）です。必要であれば公的な制度活用などの相談をさせていただきます。
 - 対象となる医療費は、申請された医療機関の医療保険の自己負担金と入院食事代です。
- ※薬局、介護サービス費、自費診療分や申請した医療機関以外での治療費等は対象となりません。
- ※他に利用できる制度のご案内をさせて頂くこともあります。

